

事業報告書				
医療法人整理番号		07014		
報告期間	自	令和6年4月1日		
	至	令和7年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	社会医療法人秀公会		
		分類①	社団（出資持分なし）	
		分類②	社会医療法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	福島県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	福島市	
		町名・番地	大森字柳下16-1	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和63年2月24日	
	(4) 設立登記年月日		昭和63年3月5日	
	(5) 理事長の氏名	姓	泉	
		名	一郎	
		役員及び評議員の人数	12	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2)	附帯業務	記載はこちら		
(3)	収益業務	記載はこちら		
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
福島県	福島市	大森字柳下48-1	
福島県	福島市	大森字柳下10-1	
福島県	福島市	飯坂町字八景3-7	
福島県	伊達市	保原町大泉字小作逢15-1	
福島県	相馬郡飯舘村	伊丹沢字山田380	

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	泉	一郎	社会医療法人 秀公会 医師
理事	安	龍男	社会医療法人 秀公会 経営統括本部長
理事	菅井	敏美	社会医療法人 秀公会 事務局長
理事	香山	雪彦	介護老人保健施設ケアフォーラムあづま 施設長
理事	小山	信	あづま脳神経外科病院附属ほばらクリニック 院長
理事	浅倉	司	いいたてクリニック 院長
理事	齋藤	卓夫	福島県議会議員OB会 会長
理事	西山	尚利	福島県議会 議員
理事	辻	満	医療法人 創仁会 理事長
理事	佐藤	拓	あづま脳神経外科病院 病院長
監事	大武	省三	元 大武胃腸科外科医院 院長
監事	横田	崇	医療法人 健腎会 理事長

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第4 2 条の3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第4 6 条の5 第6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第4 6 条の4 第1 項参照）

様式 1 : 2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 （開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	あづま脳神経外科病院		0710115577	福島県福島市大森字柳下16番地の1	108	60			0	0	0
診療所	あづま脳神経外科病院附属ほばらクリニック		0711310441	福島県伊達市保原町大泉字小作達15番1							
診療所	いいたてクリニック	飯舘村より委託を受けて管理	0713310696	福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字山田380							

- 注） 1． 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
- 2． 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- 3． 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	ケアフォーラムあづま		0750180036	福島県福島市大森字柳下48番地の 1	100	60

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
ひまわり訪問看護ステーション		福島県福島市大森字柳下10番地の1	
小規模多機能型居宅介護事業所なじみの里		福島県福島市大森字柳下10番地の1	
小規模多機能型居宅介護事業所なじみの里ほばら		福島県伊達市保原町大泉字小作逢15番1	
認知症対応型通所介護事業所ふるさと		福島県伊達市保原町大泉字小作逢15番1	
あづま脳神経外科病院指定居宅介護支援事業所		福島県福島市大森字柳下10番地の1	
ほばらクリニック指定居宅介護支援事業所		福島県伊達市保原町大泉字小作逢15番1	
認知症対応型通所介護事業所ふるさといいざか		福島県福島市飯坂町字八景 3 - 7	
特定施設入居者生活介護施設ライフガーデンあづま		福島県福島市大森字柳下10番地の1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和6年6月20日	令和5年度（第37期）事業報告並びに収支決算について
令和6年6月20日	その他
令和7年3月27日	令和7年度事業計画について
令和7年3月27日	令和7年度収支予算について
令和7年3月27日	借入金額の最高限度の決定について
令和7年3月27日	その他
注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債					
発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
令和6年9月30日	あづま脳神経外科病院 3階急性期病棟・2階特殊疾患病棟一部改修工事
令和6年7月23日	あづま脳神経外科病院 脳外科手術用ナビゲーションシステム整備
令和6年10月27日	ケアフォーラムあづま 鋳鉄製真空式温水ヒーター入替（ボイラー改修）
注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

法人名 社会医療法人秀公会
所在地 福島県福島市大森字柳下16-1

※医療法人整理番号 07014

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,626,741	I 流動負債	1,291,956
現金及び預金	1,776,154	支払手形	0
事業未収金	714,144	買掛金	36,384
有価証券	0	短期借入金	900,000
たな卸資産	29,196	未払金	61,425
前渡金	0	未払費用	128,904
前払費用	9,805	未払法人税等	122
その他の流動資産	97,442	未払消費税等	2,322
		前受金	0
		預り金	3,950
		前受収益	0
		その他引当金	116,000
		その他の流動負債	42,848
II 固定資産	2,533,876	II 固定負債	1,316,730
1 有形固定資産	2,405,271	医療機関債	0
建物	1,553,207	長期借入金	922,724
構築物	29,130	繰延税金負債	0
医療用器械備品	231,631	その他引当金	275,806
その他の器械備品	22,493	その他の固定負債	118,200
車両及び船舶	13,407		
土地	180,524		
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	374,879		
		負債合計	2,608,686
		純資産の部	
2 無形固定資産	109,863	科目	金額
借地権	93,800	I 基金	0
ソフトウェア	15,555	II 積立金	2,551,931
その他の無形固定資産	508	代替基金	0
3 その他の資産	18,742	繰越利益積立金	2,377,931
有価証券	0	その他積立金	174,000
長期貸付金	0		
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	0		
役員等長期貸付金	0		
長期前払費用	1,800	III 評価・換算差額等	0
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	16,942	繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	2,551,931
資産合計	5,160,617	負債・純資産合計	5,160,617

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人秀公会
所在地 福島県福島市大森字柳下16-1

医療法人整理番号	07014
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			3,783,969
2 事業費用			
(1) 事業費	3,628,816		
(2) 本部費	0		3,628,816
本来業務事業利益			155,153
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			620,217
2 事業費用			596,330
附帯業務事業利益			23,887
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			179,040
II 事業外収益			
受取利息	931		
その他の事業外収益	30,164		31,095
III 事業外費用			
支払利息	13,440		
その他の事業外費用	24,123		37,563
経常利益			172,572
IV 特別利益			
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	0		0
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	0		0
税引前当期純利益			172,572
法人税・住民税及び事業税	122		
法人税等調整額	0		122
当期純利益			172,450

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人秀公会
所在地 福島県福島市大森字柳下16-1

※医療法人整理番号	7014
-----------	------

財 産 目 録
(令和 7年 3月31日現在)

1. 資 産 額	5,160,617 千円
2. 負 債 額	2,608,686 千円
3. 純 資 産 額	2,551,931 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,626,741
B 固 定 資 産	2,533,876
C 資 産 合 計 (A + B)	5,160,617
D 負 債 合 計	2,608,686
E 純 資 産 (C - D)	2,551,931

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

様式5

法人名 社会医療法人秀公会
所在地 福島県福島市大森字柳下16-1

※医療法人整理番号	7014
-----------	------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 6 月 19 日

社会医療法人秀公会
理事会 御中

辻・本郷 監査法人
東京都中央区

代表社員
業務執行社員 公認会計士

藤田 裕

代表社員
業務執行社員 公認会計士

小尾 太志

監査意見

当監査法人は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、社会医療法人秀公会の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 38 会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか

どうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確

実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上